

普段から取り組んでいただきたい内容です。

基本的な内容ですが、見落とされがちな内容を4つのポイントにまとめましたので、ご活用ください。

### ポイント1 持ち込みを極力、最小限におさえる

- 職員は、風邪症状等が出た場合、「出勤しない・させない」を実施する
- 入所者・利用者の日々の健康状態や症状の確認を行い、記録する
- 職員の感染を早期に発見するため、抗原検査キットによる頻回検査を行う
- 職員及び入所者・利用者の早期のワクチン接種の検討を！



### ポイント2 日ごろからの基本的な感染予防対策

#### 【手指消毒などの標準予防策】

- 日ごろからの標準予防策（※）の徹底
- ガウン、手袋は処置ごと、入所者・利用者ごとに交換
- 手指消毒の徹底（特に、入所者・利用者ごとに、必ず手指消毒）
- 手袋・ガウンなどが汚れた際は、すぐに取り替える

#### 【環境消毒】

- よく触る場所（ドアノブ、ベッド柵周囲、床頭台など）や共有する物品（パソコンや電話など）は、「正しい濃度」の消毒液で拭き取る



#### 【換気の流れ】

- 2方向換気により、部屋の風の流れを作ることが重要
- 外気の取り込みと排出が重要

#### 【个人防护具（PPE）・消毒液などの備蓄】

- N95マスク、フェイスシールド、ガウン、手袋、アルコール消毒液など、物品の備蓄と補充
- 个人防护具（PPE）の着脱手順の確認  
1回で手順を習得することは困難！ 繰り返し練習を！



#### 【ごみの取り扱い】

- 感染源となりうる廃棄物は、ビニール袋に入れ、しっかりしばって封をし、蓋つきの容器に捨てる

※ 標準予防策とは、感染対策の基本として、すべての血液、体液、分泌物（喀痰等）、嘔吐物、排泄物、創傷皮膚、粘膜等は感染源となり、感染する危険性があるものとして取り扱う考え方のこと。

### ポイント3 活動場面ごとの“ツボ”をおさえる

#### 施設内活動

- 大声を伴う活動（合唱やカラオケなど）や、息が荒くなるような運動を集団で行うことは控える  
※活動内容や方法などの工夫を！
- 室温に注意しながら、換気を行う（2方向換気の徹底）



#### 食事の場面

- 食事時の『密』を避ける（対面を避け、間隔をあけ、一定の距離を保つ）
- 食事の時間帯に集まる人数を減らす
- 正面からではなく、側面から介助する
- 別の入所者・利用者を介助する際は、手袋の交換又は手指消毒
- 室温に注意しながら、換気を行う（2方向換気の徹底）



介助者の感染を防ぐため、フェイスシールドを使っていますか？

手袋の着用又は介助ごとの手指消毒の徹底

#### 職員間の場面

- 休憩場所や更衣室など、職員の共有スペースの時間差での利用
- 密集にならない環境づくり
- ドアの開放等による換気の徹底（2方向換気）



処置ごと、人ごとに消毒の徹底を！

#### 排泄介助の場面

- 汚物が付着した手袋・ガウンなどは、すぐに取り替える
- 続けて別の入所者・利用者を介助する際は、入所者・利用者ごとに、手指消毒と手袋・ガウンを交換する
- トイレを清掃した後は、消毒液で拭き取りをする



手袋の着用又は介助ごとの手指消毒の徹底

#### 入浴介助の場面

- 入浴介助は、近い距離での介助のため、飛沫による感染に留意する
- 感染防御のため、手袋、マスク、フェイスシールドを着用  
手袋は入所者・利用者ごとに交換する
- 室温に注意しながら、換気を行う（2方向換気の徹底）



手袋の着用又は介助ごとの手指消毒の徹底

### ポイント4 発生しても、皆で対応する体制づくり

#### 発生後の体制について、考えておこう！

- 陽性者発生時の対応手順の確認
- 感染の発生状況を職員全員で正しく把握する仕組み（情報を集約する人を決めておくなど）
- 施設内で早期に治療が開始できるよう、事前に、嘱託医やかかりつけ医と対応を協議
- 入所者の家族へ、もしもの際の希望を確認（積極的治療の希望の有無など）
- 職員が不足した際の応援体制の構築

## 【参考】

感染対策など、詳細な情報は、以下の研修、通知等をご覧ください。

- ◆ クラスタ対策に関する Web 研修「高齢者施設における感染制御と業務継続」  
令和4年4月27日（水）に実施したWeb研修の動画をご覧ください。  
<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/2776.html>
- ◆ 介護現場における感染対策の手引き（第2版） 厚生労働省老健局  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>
- ◆ 感染拡大防止のための効果的な換気について（令和4年7月14日）  
新型コロナウイルス感染症対策分科会  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki\\_teigen.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf)
- 感染症対策に必要な个人防护具（PPE）資材は、利用者の陽性が判明した時点から直ちに必要となるので、日ごろから、一定数の備蓄を行っていただきますようお願いいたします。
- 高齢者施設等における感染の持ち込みを早期に発見するために、県では、従事者を対象とした抗原検査キットによる頻回検査を、令和5年1月20日までの期間、実施できるようご案内しています。  
申し込み手続きがお済みでない施設の方は、実施について、是非、ご検討ください。  
<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/2868.html>
- 新型コロナの治療薬は、感染者に対する治療に有効なものです。  
施設等の利用者で感染者が発生した際に、速やかに治療薬を活用できるよう、嘱託医や協力医療機関が治療薬の対応をさせていただけるよう、事前にご相談・準備をお願いします。  
国事務連絡：高齢者施設等における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオカプセル及びパキロビッドパック）の活用方法について（令和4年9月20日）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000991816.pdf>
- オミクロン株対応ワクチン接種については、山口県ホームページをご覧ください。  
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/47/174637.html>

## お問い合わせ先

| 保健所名            | 電話番号                  | 管轄市町                                |
|-----------------|-----------------------|-------------------------------------|
| 岩国健康福祉センター      | 岩国市三笠町1-1-1 岩国総合庁舎内   | 0827-29-1523 和木町、岩国市                |
| 柳井健康福祉センター      | 柳井市南町3-9-3 柳井総合庁舎内    | 0820-22-3631 柳井市、周防大島町、平生町、田布施町、上関町 |
| 周南健康福祉センター      | 周南市毛利町2-38 周南総合庁舎内    | 0834-33-6424 周南市、下松市、光市             |
| 山口健康福祉センター      | 山口市吉敷下東3丁目1-1 総合保健会館内 | 083-934-2532 山口市                    |
| 山口健康福祉センター防府保健所 | 防府市駅南町13-40 防府総合庁舎内   | 0835-22-3740 防府市                    |
| 宇部健康福祉センター      | 宇部市琴芝町1-1-50 宇部総合庁舎内  | 0836-31-3202 宇部市、山陽小野田市、美祢市         |
| 長門健康福祉センター      | 長門市東深川1344-1          | 0837-22-2811 長門市                    |
| 萩健康福祉センター       | 萩市江向531-1             | 0838-25-2667 萩市、阿武町                 |
| 下関市立下関保健所       | 下関市南部町1-1             | 083-231-1530 下関市                    |

## クラスタ発生後の感染拡大を最小限におさえるために ～クラスタが発生した施設等での発生要因等の検証から～

第7波では、多くの高齢者施設等で陽性者が確認され、多数のクラスタも発生しました。

施設クラスタを完全に防ぐことは困難であると考えておられるかもしれませんが、適切な対策を講じれば、感染拡大を最小限におさえることが可能です。

山口県では、クラスタが発生した施設に、クラスタ支援チームを派遣し、指導・助言等を行っており、発生の要因等を検証したところ、以下の課題が明らかになりました。

各施設におけるクラスタ対策の参考にしてください。

### 外部からの持ち込み

- 職員による持ち込み（清掃業者など外部委託の職員も含む）
- デイサービスの通所利用者などによる持ち込み

### 感染の拡大につながる場面

#### 【入所者・利用者】

- 食事場面（食堂に集まって共に食事をする・職員も一緒に食事する等）
- 施設内での活動（大声を伴う合唱、カラオケなど）
- 浴室やトイレ等の共同利用設備（消毒の不徹底）
- 「いつもの症状だから・・・」を理由とした発症の発見の遅れ

#### 【職員】

- 休憩場所や更衣室を複数人で利用したり、食事・会話をしている
- 軽い症状があるのに出勤している

#### 【感染対策】

- 消毒液を目分量で作っている、いつ作ったものか不明
- 基本的な个人防护具（PPE）の着脱の不徹底など
- 个人防护具（PPE）が準備されていない
- 換気が不十分

#### 【職員の不足】

- 感染した入所者のケアにより、職員が感染し、自宅療養になる
- 感染していない職員の過重労働、感染への恐怖などでのストレス増加
- 施設内の感染状況が、職員全員で共有できていない

